

涅槃經と律藏に記される結集記事

——各部派の相違点をめぐって——

井 上 博 文

本研究は「涅槃經と律藏に記される結集記事—各部派の相違点をめぐって—」(A4判40字×30行、556頁、うち本論241頁、訳註315頁)と題して、非大乘『涅槃經』類と現存律藏の第一、第二の両結集記事を中心に検討したものである。以下に目次を示す。

緒 言

第一章 パーリ『涅槃經』の問題

1. ブッダの般涅槃について
2. 涅槃の語義解釈の諸研究
3. 如来の死後に対する無記説
4. 般涅槃と死の関係
5. 涅槃と不死
6. Dīgha Nikāya とパーリ『涅槃經』

第一章註

第二章 第一結集記事における『涅槃經』の要素の検討

1. ブッダの遺言からマハーカッサパによる荼毘
2. パーリ『涅槃經』に説かれるマーラ
3. マーラの定義
4. 敗北者としてのマーラ
5. 第二章まとめ

第二章註

第三章 パーリ律第一結集記事の検討

1. 結集研究序説—結集記事の特殊性
2. パーリ律における第一結集記事の役割
3. 漢訳『涅槃經』類が記す結集記事

第三章註

第四章 四分律の結集記事の問題点

1. 『四分律』第一結集記事と『遊行經』
2. 「雜碎戒」の議論
3. 『四分律』第一結集記事の阿難の罪
4. 第四章まとめ

第四章註

第五章 『摩訶僧祇律』第一結集記事所引大衆部涅槃經

1. 『摩訶僧祇律』第一結集記事について
2. 仏般涅槃時における大迦葉とその周辺
3. 摩訶羅比丘の暴言
4. 仏より舍利管理を命じられた阿那律
5. 『大般涅槃經後分』について
6. 『涅槃經後分』が語る仏般涅槃周辺
7. 『摩訶僧祇律』第一結集記事と『涅槃經後分』
8. 『摩訶僧祇律』第一結集記事の阿難の罪
9. 第五章まとめ

第五章註

第六章 十誦律と根本有部律の第一結集記事

1. 『十誦律』と『雜事』の第一結集記事の構造の相違点
2. 結集の動機
3. 阿難の指名方法
4. 『十誦律』と『雜事』の阿難の罪
5. 『大智度論』の結集記事

第六章註

第七章 第二結集の検討

1. パーリ律第一結集記事と第二結集記事の関係
2. パーリ律と『四分律』の第二結集記事—十事排斥根拠—
3. 『十誦律』と『雜事』の第二結集記事
4. 『十誦律』と『雜事』の十事について
5. 『摩訶僧祇律』第二結集記事について

第七章註

結語

結集記事訳註

参考文献

1. 研究方法

パーリ語聖典 *Mahāparinibbānasuttanta* をはじめ、複数の非大乘『涅槃經』類が共通して伝えるところによると、仏教の開祖たるブッダはクシナーラーの沙羅双樹において九次第定の後、最後は第四禪から般涅槃し、八十年の生涯を閉じた。その際、ブッダの遺体は荼毘に付され、舍利は分配され、それを祀る塔が建立されたという。これが『涅槃經』の記述である。またパーリ律及びその他漢訳律蔵が伝えるところによれば、このブッダの般涅槃直後に彼の五百人の高弟たちが集まり、教法、律、場合によってはアビダルマもまとめられたという。さらにブッダ般涅槃のおよそ百年後、ヴェーサーリーの比丘が十事の「非法」を提唱、実行したが、七百人の比丘が集まり、それらはすべて排斥される。律蔵が記すこれらの二つの記事は通常「結集」と呼ばれる。例えばパーリ律の第一結集記事によると、現代にも伝持される仏教聖典の保存形態である五ニカーヤや律はこの時に形成され、百年後にはその律に従って十事の非法を排斥したことが伝えられている。つまり、經と律という種類を異にする仏典から、ブッダの般涅槃、聖典編纂、その聖典（律）に対する問題提起の三点を時系列に読みとることができる。かつてこの結集が歴史的事実であるのか否かという議論は、西洋の論壇を大いに賑わせた。「ブッダの死」は当時のインドの仏教徒にとって一大事であり、その後の仏教教団の行く末を決定づける重大事件であったことに相違ない。そして彼の教法や教団の規則を固定化する会議が存在したと考えることは極めて自然であり、この点に関して史実性を疑う余地はないかのように思われる。しかし、「ブッダの般涅槃」→「教法の結集」→「百年後の問題提起」という流れは、一見すると、筋が通っており、一連のストーリーを形成しているかのように思えるが、これらの記述は、經と律という性質を異にする文献に保存されており、しかも經も律もいずれも複数の存在する。これは複数の仏教教団が存在したことを意味する。これを通常部派と呼ぶ。そしてこの部派が伝える上記の記述は、「概ね一致」するが、完全に一致した伝承が存在しない。つまり、同じ經、律内に記されながら、またそれぞれが同じ名称を冠する記事を保有しながらも、異なった記述を保有しているということである。実はこれまでの研究では、これらの複数の『涅槃經』と結集記事において、同じ手法が取られてきていない。『涅槃經』研究において、研究対象はブッダの最晩年の教義であったり、舍利分配、火葬、聖遺物等多岐にわたる。しかし、結集研究は上述のように「歴史的」という枠組みを外しては語られてこなかったと思う。資料は部派がある程度確定しているものの、これまではそれぞれの律の共通点を見出し、結集の「核」を導き出す研究が重要視された。しかし、部派間の記事に見られる相違点が語る意味についてはほとんど省みられなかったと思われる。

上記ブッダの般涅槃以後の三要素は、「仏教史」構築には極めて重要な要素である。これが

存在しないと仮定するならば、「仏教史」も構築し得ないと言って過言でない。しかし、一方で、これらをつなぎ合わせてを構築するとするならば、「仏教史的歴史的事実」の支脈は部派ごとに複数存在することになる。事実「第三結集」を伝えるのはパーリ上座部のみである。つまり現存する部派の文献の中で、全部派共通の「仏教史」構築は非常に困難な作業である。例えば現存するパーリ『涅槃經』とパーリ律の結集記事はパーリ上座部の伝承である。これと同様に『涅槃經』と結集記事の両方が残存する部派は法藏部である。『遊行經』と『四分律』の結集記事がそれに相当する。両部派の記事を比較してみると、『涅槃經』と結集記事の連結及び結集記事の内容が大きく異なっている。この点に関しては、これまでの『涅槃經』研究及び結集研究においては、それ程着目されてきたとは言えない。

西欧の研究では、結集に関して、その存在を疑うところから始まった。しかし、日本では松本文三郎氏の国内最初期の結集研究が物語るように、西欧の研究の批判を全面に出し、結集の存在を強調する立場を取った。この背景には明治という仏教苦難の時代において、当時の西欧列強に対等であろうとした仏教国たる日本にとって、この立場は必然であったと言える。しかし、現在においても尚この立場は崩れていない。「ブッダの般涅槃」「仏典結集」という仏教史構築において極めて重要なキーワードに疑義を呈することは非常に困難な作業になりうる。歴史的事実を問う場合、議論の展開がどうしても存在があったか、なかったかの二つに一つの議論になりやすい。しかし、現存する仏教文献を扱い、ブッダの般涅槃周辺を研究する際には、一度そのような二元論から距離をおいてみる必要があるのではないだろうか。つまり、これまで疑義が挟まれることのほとんどなかったブッダの死から聖典合誦までの過程を検討する場合、歴史的事実という枠組みに拘束されない視点が必要となってくるのである。本研究の出発点はここにある。着眼点としては、『涅槃經』が伝える「ブッダの般涅槃」を「ブッダの死」と見る歴史的事実ありきの立場に立つのではなく、まずそこに複数の角度から疑義を呈し、その目線で結集記事を見るならば、①「ブッダの般涅槃」→②「第一結集」→③「第二結集」という「歴史的事実」以外にどのような事実が浮かび上がってくるかを考察する。特にポイントになるのは①と②の間に断絶が見られるということ。そして②と③の記事は連続しているというよりも、同じ役割を有しているということ。以上の二点を本研究の中心課題として論を進めていく。

研究手法としては、主として次のようなものを採用した。まず、パーリ上座部所伝、パーリ『涅槃經』におけるブッダの般涅槃の問題を考察する。ブッダの般涅槃を単純にブッダの死とみることは妥当でないという見解は近年の研究動向では主流を占めていると言える。特にパーリ『涅槃經』の構造に注目し、他經との関係を鑑みて、どのようにパーリ『涅槃經』が構築されたのかを考察する。次にパーリ『涅槃經』とパーリ律の第一結集記事の関係を検討する。結

集論争はそもそもパーリ『涅槃經』が第一結集に全く触れていないところから始まる。つまりパーリ『涅槃經』が結集を知らなかったのではないかという問題が想定可能ということである。しかし、日本国内の研究では漢訳に結集記事を有する『涅槃經』の存在から、その問題には否定的である。しかし、実際にパーリ『涅槃經』とパーリ律第一結集記事の關係に直接触れた研究は国内にはほとんど見られないと思われる。

次に法藏部所伝の『遊行經』と『四分律』の第一結集記事を検討する。以上の二部派は『涅槃經』と結集記事が經と律の別種の文献ながら両方とも残存し、かつ訳者も共通し、比較して検討することが可能な部派である。よってパーリ上座部と同様の手法が適用できるところが利点である。この中で問題になるのは、第一結集記事による『涅槃經』引用がパーリ上座部に比してより明確になるという点である。この立場に立脚して、他の結集記事を見た場合、次のようなことが見出される。第一に現存資料に確認できる部派ごとに『涅槃經』が存在した点：例えば大衆部の『摩訶僧祇律』第一結集記事は『涅槃經』名を出して、「經典」の存在を示している。他部派も同様であったと見ることができる。

次に第一結集記事による『涅槃經』引用が確認しうる点：例えばパーリ『涅槃經』とパーリ律第一結集記事の關係について、パーリ律第一結集記事によるパーリ『涅槃經』の引用を見出すことができる。これは『四分律』と『遊行經』の關係を見ても同様のことが言える。『摩訶僧祇律』第一結集記事から『涅槃經』引用と考えられる箇所を検討するならば、パーリ『涅槃經』とも『遊行經』とも異なった『涅槃經』の姿を導くことができる。それは *Mahāvastu* のブッダの般涅槃に関する記述と一致する。また、同様の手法を他律に適用すると、現存していない『十誦律』や『五分律』を伝持した部派の『涅槃經』の姿をある程度導き出すことが可能である。

以上の検討から、『涅槃經』と律蔵の第一結集記事は本来連結した記事であったと見ることは困難である。そのように見た場合、第二結集記事の存在が何を物語っているかという新たな問題が生じる。過去の研究においては第一結集は虚構で、第二結集が史実であるという見解も出されたように、両結集記事間には連結は見られないと考えられる場合があった。しかし、第一結集の考察と同様に歴史的という枠組みを外して考察することによってこれまでに見られなかった問題が浮かび上がってくるのである。以下では各章の概略を述べる。

2. 各章の内容

第一章 パーリ『涅槃經』の問題

本章ではブッダの般涅槃について検討し、特にパーリ『涅槃經』が抱える問題を扱った。ブッダの般涅槃は、これまでこれをブッダの死と見ることに大きな疑いが持たれることはなかつ

たが、本章ではまずこれまでの涅槃の語義解釈に関する研究成果及び、他のパーリ經典で涅槃がどのように扱われているかをまとめた結果、パーリ經典における涅槃は、語根的解釈から見ても「死」という意味を含んでいない。例えばブッダの般涅槃の場面について、パーリ語の註釈書は禪定に関することを述べるのみで、ブッダの死に関してことさらに感慨を示してはいない。またパーリ文献において涅槃は様々な異名を持ち、さらに死を否定する「不死」と同義語として扱われている場合が多いことを指摘した。

第二章 第一結集記事における『涅槃經』の要素の検討

第二章ではパーリ律第一結集記事に見られる『涅槃經』の要素を検討した。特にマーラの問題は、パーリ『涅槃經』のみが有する特徴が見られるため重要である。パーリ『涅槃經』に説かれるマーラはブッダに般涅槃を勧める。そしてブッダはあたかもマーラに勧められて般涅槃を決意したかのように見える。しかし、他のパーリ聖典においてマーラは常にブッダに敗れる対象として描かれている。この点は特に相應部經典の *Māra-samyutta* には顕著に記されている。よってこのパーリ『涅槃經』の記述は特殊である。この『涅槃經』におけるマーラの記述の中で、アーナンダもマーラに縛られ、ブッダに延命を請わないという「過失」を犯す。そしてこの事がパーリ律の第一結集記事ではアーナンダの罪として記されている。この記述は第一結集記事において共通する要素であり、かつそれぞれの部派により記述内容が分かれるところでもある。また漢訳及び梵本においては、ブッダが般涅槃を決意した時、歡喜して去るマーラが記されているが、この部分はパーリ『涅槃經』には記されていない。パーリ『涅槃經』のマーラのみの特異な点と言える。またマーラ以外で第一結集の要素となる記述として「荼毘」周辺記事も検討した。「荼毘」から「舍利分配」にまつわる記述は第一結集記事によって記されている場合と記されていない場合がある。これによって第一結集記事の時間設定が記事によってやや異なることがわかる。この点については第三章以降で検討した。

第三章 パーリ律第一結集記事の検討

第三章では、第一章、第二章で検討した結果を踏まえ、パーリ律の第一結集記事の問題を考察した。まず結集研究史を提示した。西欧では特に結集の歴史性を問う論争が中心になった。結集論争はそもそもパーリ『涅槃經』が第一結集に全く触れていないところから始まる。つまりパーリ『涅槃經』が結集を知らなかったのではないかという問題が想定可能であるが、日本国内の研究では漢訳に結集記事を有する『涅槃經』が存在することから、その問題には否定的である。しかし、もし歴史的事実性を問うとするならば、結集記事を有する『涅槃經』の存在だけでは立証根拠としては不十分と考えられる。少なくとも現存する『涅槃經』類と第一結集

記事が一連であること、及び両記事が元来一つであったことも同時に証明する必要がある。しかし、この作業は困難を極めると考えられる。

本章ではパーリ律の記述にパーリ『涅槃經』からの引用を指摘した。パーリ律第一結集記事がパーリ『涅槃經』を引用しているということは、少なくとも両記事の成立に先後関係が存在することを意味する。このことはパーリ文献のみに当てはまるのではなく、以下の章で示すように他の漢訳資料と合わせて検討するとより顕著になる。これによってこれまでそれほど疑義の呈されることのなかった『涅槃經』と第一結集記事との関係に問題を提起することが可能である。この両記事は現存する資料を見る限りにおいて、『涅槃經』は仏説という立場を取るが、結集記事は確実にブッダが説いたという設定にはなり得ないという点も考慮に入れるべきである。

また、本研究の根幹をなす部分でもあるが、各律藏が記す結集記事は「概ね一致」するものの、詳細に内容を見ると、完全に一致する記事は皆無と言って良い。特に第一結集で合誦された仏典は結集記事ごとに異なることは注目すべきである。これを事実として読みとるとすれば合誦された仏典は部派ごとに異なることになり、複数の歴史が存在することになる。もちろんすべてが虚構とは言えないものの、最初に合誦された仏典の形態をここから導き出すことは困難である。この点を踏まえた上で『涅槃經』類と第一結集記事の連続性を考察する必要がある。そこで本章ではパーリ『涅槃經』の記述とパーリ律第一結集記事の関係性を検討した。その際、パーリ律の註釈書である *Samantapāsādikā* を使用した。*Samantapāsādikā* が物語る結集記事はそれほど文量をさいているわけではないが、結集において集められた仏典については次のように述べる。

eten' eva upāyena pañca pi nikāye pucchi. pañca nikāyā nāma Dīghanikāyo Majjhimanikāyo Saṃyuttanikāyo āṅguttaranikāyo Khuddakanikāyo ti. tattha Khuddakanikāyo nāma cattāro nikāye ṭhapetvā avasesaṃ buddhavacanaṃ. tattha vinayo āyasmataṃ Upālittherena vissajjito, sesa-Kuddhakanikāyo cattāro ca nikāyā Ānandattherena (*Samantapāsādikā* I p.16)

この方法で五つのニカーヤを問うた。五つのニカーヤとは、ディーガニカーヤ、マッジマニカーヤ、サンユッタニカーヤ、アングッタラニカーヤ、クッダカニカーヤである。そこでクッダカニカーヤとは、四つのニカーヤを除いて、残りのブッダの言葉のことである。そこで、律は尊者ウパーリ長老によって答えられ、残りのクッダカニカーヤと四つのニカーヤはアーナンダ長老によって（答えられた）。

パーリ律第一結集記事と *Samantapāsādikā* の語る言葉をそのまま受け取るとするならば、

長部經典の十六番目に配置されるパーリ『涅槃經』もここで集められたことになる。そのように考えればパーリ『涅槃經』と第一結集記事は一連のものではないことを、自ら語っているのではなかろうか。少なくとも註釈者は、パーリ『涅槃經』を独立した經典の一つとして捉え、それは結集で合踊されたものという認識であったことは疑いない。また『摩訶僧祇律』第一結集記事には「如大泥洹經廣說（大正22, p.489c）」という一説があり、これも『涅槃經』類と第一結集記事が個別のもので、第一結集記事が『涅槃經』を意識しながら創られた記事であることを示していると考えられる。つまり『摩訶僧祇律』を有した大衆部には『涅槃經』が律とは別個に存在したことになる。よって、結集記事と『涅槃經』の間に隔たりを認めることができる。

以上の点からパーリ『涅槃經』とパーリ律第一結集記事は一連のものではなく、別に創作されたものだと考えられる。また、結集記事は『涅槃經』とのみ特別な関係にあるのではなく、既存の「經」「律」の存在を前提に記事が成り立っている。諸律が記す「仏典結集」場面の内容の相違は、各部派が結集記事を完成した際にはすでに有していた仏典だと考えられる。

第四章 『四分律』の第一結集記事の問題点

本章では、第三章におけるパーリ律第一結集記事とパーリ『涅槃經』の関係の検討と同じ手法を、法藏部と見られる『四分律』第一結集記事と『遊行經』に適用して、どのような結果が得られるかを中心課題とした。パーリ上座部と同様に『涅槃經』と結集記事両方が共に残っている部派は法藏部である。『遊行經』と『四分律』の結集記事がそれに相当する。これらは訳者が仏陀耶舎と竺仏念と共通しており、比較して検討することが可能な部派である。よってパーリ上座部と同様の手法が適用できる。両部派の記事を比較するに、『涅槃經』と結集記事の連結及び結集記事の内容が大きく異なっている。この点に関しては、従来の『涅槃經』研究及び結集研究においても、それ程着目されてきたとは言い難い。結果として、パーリ文献の場合と同様、『四分律』による『涅槃經』引用が見いだされている。また『四分律』第一結集記事の冒頭文は、パーリ律第一結集記事のようにマハーカッサパによる回想場面から始まるのではなく、仏の般涅槃直後で、まだ火葬されていない段階という時間設定である。よってパーリ律第一結集記事とは厳密には異なった時間となる。加えて言えば、パーリ律第一結集記事は、『四分律』第一結集記事に比して時間が曖昧になる。また、引用手法がパーリ律とは必ずしも一致せず、現存の『遊行經』にしか見られない文言を『四分律』が使用していることが重要である。引用手法として『四分律』第一結集記事に対応する『遊行經』の記述は、パーリ文献のようにすべてが一致するわけではなく、大いに編集、要約された上で引用されている。これは結集記事を各部派が形成する際に、それぞれの保有した『涅槃經』を参照し、それぞれの手法

で形成したことを意味する。この観点から他の第一結集記事を見ると、『涅槃經』が現存していない部派であっても、ある程度その部派が保有した『涅槃經』の概要を導き出すことが可能である。

第五章 『摩訶僧祇律』第一結集記事所引大衆部涅槃經

本章では『摩訶僧祇律』第一結集記事を扱った。『摩訶僧祇律』第一結集記事は『涅槃經』名を出して、經典が別に存在したことを示している。『摩訶僧祇律』第一結集記事にパーリ律や『四分律』の第一結集記事と同様の手法を適用し、大衆部が伝えた『涅槃經』の痕跡を見て取ることを試みた。ここから浮かび上がるものは、先に検討したパーリ『涅槃經』とも『遊行經』とも異なった『涅槃經』の姿である。『摩訶僧祇律』第一結集記事におけるブッダの般涅槃周辺の記述は、他の第一結集記事に比して特殊な記述が目立つ。例えば大迦葉はブッダの般涅槃を旅路で外道から聞くことで知るのが通常の記述である。しかし、『摩訶僧祇律』では正受三昧に入って天眼で見てブッダの般涅槃を知る旨が記されている。また、阿那律がブッダより舎利の管理を命じられていたという記述も見られる。このような他の結集記事及び残存する『涅槃經』には見られないものである。これは大衆部の伝持した『涅槃經』からの引用と考えられる。また、その『涅槃經』の姿は *Mahāvastu* のブッダの般涅槃に関する記述と一致する。『摩訶僧祇律』が大衆部所伝であることは疑いを挟む余地はないが、大衆部所伝の『涅槃經』については残存していないこともあってか、これまでほとんど省みられることはなかった。本章ではこの点に着目し、『摩訶僧祇律』第一結集記事の『涅槃經』引用と考えられる部分を *Mahāvastu* と対照させて、大衆部が独自に伝えた結集の姿を見出した。そして、上記両文献に一致する『涅槃經』が存在するならば、その文献は大衆部と極めて近い関係にあると言えるが、ここでは大乘の『涅槃經』の後半部分と考えられてきた『大般涅槃經後分』に一致することを指摘した。大乘『涅槃經』と大衆部が何らかの関係を有する可能性があることはすでに下田正弘氏によっても指摘されているが、大衆部が伝えた非大乘『涅槃經』を推測し、それが *Mahāvastu* や『大般涅槃經後分』と一致することはさらなる検討を要する問題である。本經はブッダの般涅槃周辺事態のみを描いたものであり、また阿難の罪等を記していない。よってこれが『摩訶僧祇律』によって直接引用されたとは言えない。しかし、大衆部が伝えた『涅槃經』の伝統を受け継いで成立した可能性は高い。

第六章 十誦律と根本有部律の第一結集記事

本章では有部系の結集記事を検討した。『根本有部律』（以下『雜事』）は律でありながら唯一『涅槃經』部分を記し、その後、第一結集から第二結集までを一連のものとして叙している。

従って有部が伝持した『涅槃經』の姿はある程度わかるので、ここでは、『十誦律』と『雜事』の第一結集記事の構造上の相違について検討した。かつて Frauwallnar の提唱した学説である「古鍵度」は、この『雜事』の形態が律の最古層を示していることを指摘したものである。もし『雜事』が記すように『涅槃經』から結集までが一連であることが、本来の姿であったとするならば、最低限度有部系の『雜事』と『十誦律』の結集記事の構造は同一であるか、あるいは類似したものである可能性が想定される。しかしながら両律の第一結集記事の構造は全く異なっている。特に結集記事にとって重要な要素となる部分での相違は注目に値する。例えば「結集の動機」であるが、『十誦律』は結集の動機を暴言比丘の出現に求めている。冒頭で大迦葉自身が暴言比丘に出会ったことを振り返り、動機として再出している。時間設定は用意周到に「我昔時」でなされている。またこの暴言比丘の言葉も自分一人が聞いたということも強調されている。しかし、『雜事』における結集の動機は『十誦律』とは異なっている。『雜事』における結集の動機は結集記事の冒頭文になる。この点は他の結集記事と同様である。ここに暴言比丘は全く関与しない。

爾時釋迦如來生在釋種。於摩揭陀國成等正覺。婆羅痾斯轉妙法輪。拘尸那城壯士生地而取滅度。尊者舍利子。與大苾芻衆八萬人同入涅槃。尊者大目連。與七萬苾芻亦入涅槃。世尊與一萬八千苾芻亦般涅槃。時有多劫長壽諸天。見佛涅槃情懷悲感。又見諸聖悉皆滅度遂生譏議。世尊所說蘇怛羅毘奈耶摩室里迦。正真法藏皆不結集。豈令正教成灰燼耶。時大迦攝波知彼天意。告諸苾芻汝等當知。具壽舍利子具壽大目連。各與衆多大苾芻衆。不忍見佛入大涅槃。並悉於前已歸圓寂。而今世尊復與一萬八千苾芻同般涅槃。然有無量劫長壽諸天。皆起歎惜復生譏議。何不結集三藏聖教。豈令如來甚深妙法成灰燼耶。咸皆報知可共結集斯為大事。衆皆言善我等隨作。(大正24, p.402c)

以上の資料は『雜事』結集記事の冒頭文である。仏の般涅槃の前に舍利弗、目連がすでに般涅槃に入っており、天が仏の般涅槃を見て大迦葉に結集を勧める。この事でもって大迦葉が結集を決意するという設定である。『十誦律』とは明らかに結集の動機が異なる。

次に阿難の結集参加への指名方法であるが、一般に大迦葉は阿難の結集参加を認めていなかったとされる^②。しかし『十誦律』第一結集記事においては、大迦葉が自ら阿難を指名している。大迦葉は結集に参加する四百九十九人を選んだ後阿難を選ぶ。『十誦律』第一結集記事において、大迦葉が阿難の結集参加について反対する記述はない。四百九十九人に一人が加算されて五百人ということになる。『十誦律』以外の結集記事では、阿難が阿羅漢でないから反対を受けものの結集参加が決定し、結集直前に阿難は阿羅漢になる。ところが、『十誦律』第一結集記事では阿難は結集参加に反対を受けないだけでなく、阿羅漢にさえならない。学人のまま

結集に参加する。

即時作是念。佛讚阿難比丘。於諸多聞比丘中最第一。持一切修妒路一切阿毘曇。迦葉思惟竟。僧中唱。大德僧聽。是阿難比丘好善學人。佛常讚阿難比丘。於諸多聞中最第一。我等從是人。了了問修妒路阿毘曇集。如是白。(大正23, p.448b)

これに対して『雜事』第一結集記事は全く異なった記述になっている。『雜事』における阿難の結集参加のための指名は、大迦葉は阿難がいまだ学地にあることを知っていたため、まず「行水人」に指名する^③。そして阿羅漢でない阿難を最初から五百人の中に入れたため、周囲を気遣い、方便として行水人にするという。阿難もこれを受諾する。これは『雜事』のみが記している。この後、結集場所が決まり、いよいよ結集開催という時に、大迦葉が阿尼盧陀（アヌルッダ）に命じて阿難の心を見させた結果、やはり学地にあるとの報告を受け、次のように考える。

時迦攝波即便觀察。此阿難陀為是慰喻調伏。為須呵責調伏。見彼乃是以呵責言方可調伏。

即於衆中喚阿難陀。汝宜出去。今此勝衆不應共爾同為結集。(大正24, p.404c)

その時、カーシャパは即觀察した。この阿難陀のために慰喻で調伏するか、呵責を用いて調伏するか。彼は呵責の言葉をもって調伏すべきことを見た。そこで衆の中で阿難陀を喚んだ。

「あなたは立ち去るがよろしい。今、ここで勝れた衆は共に同じく結集をなすべきではありません」。

ここで大迦葉は行水人としての五百人結集の参加を決めながら、意図的に阿難に立ち去るように言う。この行為自体は『十誦律』とは異なるが、これは実は「方便」であるという立場を取るところから見て、やはり有部系の記事は大迦葉と阿難を不仲のように記さない立場を取ったと考えられる。

また、『大智度論』にも第一結集記事が記されているが、『大智度論』は論書であるので、何らかの結集記事を引用して内容を形成したと見られる。この結集記事内で集められた仏典は^④法輪經であるから、『十誦律』と『雜事』の^⑤有部系に一致する。よって『大智度論』は有部系の結集記事を知っていたと見て間違いない。しかし、上述のように『十誦律』と『雜事』では結集記事の構成が異なる。では『大智度論』はどちらの結集記事を採用したのであろうか。結論から言えば、『雜事』を採用したと考えられる。『大智度論』の結集記事は千人で結集を行った等、細部では他の結集記事と異なった文言が見られるものの、記事の構造としてはほぼ『雜事』に一致する。

『大智度論』は鳩摩羅什が訳している。『十誦律』も大半は鳩摩羅什が訳しているが、結集記事は訳していない。結集記事が記載される巻六十、巻六十一は卑摩羅叉の続訳となっている。よって鳩摩羅什の知る結集記事はむしろ『大智度論』側の結集記事であった可能性もある。一方『大智度論』には『十誦律』からの引用もあり、龍樹は『十誦律』を知っていたとの指摘もある^⑥。そして、『大智度論』の第一結集記事の構造は『雜事』の構造に極めてよく一致する。それでは鳩摩羅什の見た結集記事はいかなるものであったのか。新たな疑問が提起される。

第七章 第二結集の検討

『雜事』は『涅槃經』部分から両結集記事が一括で記しているものの、他の結集記事に比して独自の記述が多い。特に第二結集記事は律との整合性が他の結集記事に比して劣り、内容も極めて簡潔である。また同じ有部系の『十誦律』の結集記事とも相違点を有する。従って『雜事』の記事がすべての結集記事の原型であったと考えることは困難である。

第二結集記事は過去の研究において歴史的事実を語っているとして扱われる場合もあるが、この記事もまた部派ごとに第一結集記事に比してより顕著な相違を有する。まず『摩訶僧祇律』の第二結集記事は十事が記載されておらず、仏般涅槃後の年数も記されていない。その他の部派の第二結集記事は、十事が記されているが、これが最初から「惡法」でそれを滅するための記事だとする立場を取る場合と、十事の議論が生じ、それをめぐって比丘が争い、それを鎮圧するという立場を取る場合と二種に分けられる。また十事の内容も部派ごとに相違を有しており、必ずしも一致するものではない。ただし十事は全て排斥されることが前提であったことは、各律の共通認識である。

第二結集記事が研究の対象となる場合、主に第一結集記事と個別に「第二結集」として検討されるか、あるいは第二結集記事の主題である「十事の非法」が単独で検討されるかであった^⑦。中心になる研究方法は、主に漢訳の律文献とパーリ律の対比から、十事の内容をより正確に掴み、第二結集記事の構造を浮き彫りにするというものであった^⑧。しかし、第一結集記事と第二結集記事の直接のつながりに触れ、結集記事が一つのものとして捉えられることはほとんどない。その理由として、パーリ『涅槃經』が第一結集記事について全く語らないのと同様に、第一結集記事も第二結集記事について触れていないことが挙げられる^⑨。しかし、パーリ律の二つの結集記事には意外に接点が多い。

パーリ律第二結集記事は、比丘の争い事という立場を取る。よって、「滅靜健度」の方法に従って争いを沈める。これは全ての律が同じ立場を取るわけではないため重要である。第二結集記事も第一結集記事と同様に、現存の文献の引用が見られる。特にパーリ律からの引用は明らかで、根拠を示さずに十事を否定したヤサ・カーカンダカプッタやレーヴァタでは争いを鎮

めることはできなかった。第二結集記事の中では彼らも比丘や在家者から、信頼を受ける長老であったので、彼らが律を知らなかったという設定は考えられない。よって、サッバカーミー^⑩が根拠を示した時点で十事がサンガの中で否決されたことから、ブッダの存在なき後、明文化された律が争いを収めるために必要だったことを示していると考えられる。

以上のことから、パーリ律において第一結集と第二結集はともに、すでに文献として明文化された経、律を典拠として、ブッダの存在なき後、教団の支えとなるべき文献の権威を描くという役割を有した記事だと考えられる。

次に漢訳諸律の第二結集記事を検討した。『摩訶僧祇律』を除く諸律が同じ十事の話題を下地にしながらも、内容に異同があるのは、各部派によって所有した文献や、典拠の出し方及び記事作成の観点に相違があったからであろう。特に「十事」の問題は第二結集研究において極めて重要な位置を占める。パーリ律の場合、十事否定に当たり明文化された根拠が提出された。これは『摩訶僧祇律』を除く他の律の第二結集記事も同様である。しかし、よく見ると部派によって十事そのものの解釈及び提出された根拠が異なっていることがわかる。第二結集は、歴史的事実という見解に加えて、これが部派分裂につながる事件という見方も存在する。

例えば『四分律』で挙げられた十事排斥の根拠は、必ずしもパーリ律とは一致していない。無論この現象は他律においても同様である。また、排斥根拠の不一致のみならず、十事の-kappa そのものの解釈が異なっている場合もある。具体例を挙げると、パーリ律第一事 *siṅgiloṇa-kappa* は『四分律』第七事「與鹽共宿」と対応する。一見すると、塩を保存して使用するという一点においては-kappa の解釈内容はほぼ同様のように見えるが、パーリ律とは排斥根拠が異なっている^⑪。まずパーリ律の第一事で挙げられた排斥根拠は、*sannidhikāra-kabhojane pācittiya* 「蓄えられた食の波逸提」^⑫ *pācittiya* 38, *Vinaya*.IV pp.86-87 である。これに対して『四分律』は「藥犍度」を挙げている。ここで重要な点は、パーリ律はパーチッティヤ罪になるが、『四分律』では特に罰則規定のある罪にはならない点である。十事の問題提起が現実に存在したとして、部派ごとに提起されたわけではないであろうから、少なくとも最初から比丘たちが異なった排斥根拠を聞いていたとは考えられない^⑬。これは各律の任意で-kappa を解釈し、排斥根拠が設定されたものだと考えられる^⑭。『四分律』が提示した「藥犍度」における塩の記述は以下の通りである。

爾時比丘病。須鹽為藥。佛言聽服。是中鹽者。明鹽黑鹽。丸鹽樓魔鹽支。頭鞞鹽鹵鹽灰鹽新陀婆鹽施盧鞞鹽海鹽。若比丘有病因緣盡形壽聽服。(大正22, p.867a)

上記の記述は薬としてなら塩を用いることを仏が許したとするものである。ここから判断す

るならば、『四分律』第二結集「與鹽共宿」の論点は、塩を食事として使用できるか否かに焦点を定められたことがわかる。よって、塩の「保存」を禁じたパーリ律とは論点が異なっている。つまり、パーリ律と『四分律』では *singiloṇa-kappa* の解釈及び、排斥根拠ともに異なっている。

もう一つ例を挙げると、パーリ律第二事の *dvaṅgulakappa* である。*dvaṅgulakappa* の排斥は次のようになされる。

「尊者よ、ドゥヴァングラカッパは適切ですか」。

「友よ、そのドゥヴァングラカッパとは何ですか」。

「尊者よ、日陰が二本の指を經過し、非時（午後）に食べ物を食べることは適切ですか」。

「友よ、適切ではありません」。

「どこで排斥されたのですか」。

「ラージャガハにおいて、スッタヴィバンガにおいてです」。

「何に違犯するのですか」。

「非時食のパーチッティヤです」。

「尊者たちよ、サンガは私の言葉を聞いてください。この第二事はサンガに裁決されました。そうしてこの事は非法、非律で師の教えより離れています。私はこの第二事の籌をおきます」。

以上のようにパーリ律が示す第二事が問題提起されたのは、本来非時をどの時間とするか、或いは地域によって時間を延ばすことの可否が焦点であったと考えられるが、ここで示された排斥根拠は *vikālabhojane pācittiya*（「非時食の波逸提」*pācittiya* 37, *Vinaya*.IV p.85）となっている。これは、パーティモッカ *yo pana bhikkhu vikāle khādaniyaṃ vā bhojaniyaṃ vā khādeyya vā bhuñjeyya vā pācittiyanti*.（いずれの比丘でも非時に硬食あるいは軟食を食べたり、享受すればパーチッティヤである）に示されるように、非時に焦点をおくのではなく、「非時に食べる」ことに焦点をおいた判決である。つまり「非時」の延長、解釈幅の拡大に関しては答えていない。つまりパーリ律内で、排斥根拠が *-kappa* の問題提起に答えきれていない。とにかく認められないというパーリ律の回答と受け取れる。

この *dvaṅgulakappa* は『四分律』第二結集では第一事「二指抄食」が相当する。これは前出 *singiloṇakappa* とは異なって、*-kappa* 解釈の相違以前に、問題提起の内容自体が異なっている。^⑮ここでは「何をもって二指抄食とするか」という問いに対して、「食満たし終わって、威儀を捨て、残った食に関する決まりをなさず、二本の指でかすめ取り食べること」が可能か

どうかを論議する。つまり、問題提起の内容自体が根本的に異なっている。よって排斥根拠も全く異なる。『四分律』が挙げた排斥根拠は「不作餘食法（非殘食法）」（波逸提第三十五）である^⑯。ここでは「餘食（殘食）」に関する規則が詳細に記されており、その餘食法をなさず食べ^⑰た場合の罪に関して記されている。この中には「非時」も「非時食」も問題になっていない。よって *dvaṅgulakappa* に関しては、両律では *-kappa* 解釈だけではなく、そもそもの問題提起及び、排斥根拠も両方とも異なる。この傾向は他律でも同様である。

以上のような現象は、現存する第二結集記事は原初形態から十事解釈と排斥根拠が設定されていたわけではなく、十事に見られる *-kappa* に関する解釈をそれぞれの部派が独自に展開した結果だと考えられる。よって排斥根拠は当該部派の律から引用されている。この点は部派ごとの律蔵の相違を検討する上でも重要な問題となると考えられる。

まとめ

本研究における結論としては、次のようにまとめられる。

- ①『涅槃經』類と第一結集記事は本来一連のものではなく、別に作成された記述である。
- ②両者の関係は第一結集記事が『涅槃經』を引用することによって成り立っている。よって記事成立に先後関係が存在する。この引用関係はパーリ上座部と法蔵部を対比することによってより顕著になる。
- ③第一結集記事における『涅槃經』引用箇所から、当該部派が採用した『涅槃經』の姿を一部導き出すことができる。この中で大乘經典とされる『大般涅槃經後分』が大衆部が伝えた『涅槃經』と関連性が密接であることが指摘できる。
- ④第一結集記事と第二結集記事の成立に先後関係は認められず、自部派の仏典を引用しつつ記事を構成していく点においては同様の役割を担っている。また各律の第二結集記事は十事解釈及び排斥根拠を当該部派の律に照合した上で作成している。

結集記事は律蔵が記すもの以外にも *Mahāvamsa*、*Dīpavamsa* のパーリ語で書かれた歴史書にも記され、これらは第三結集までを記している。第一結集、第二結集という呼称も本来はこの第三結集記事の存在を前提に名付けられたと考えられるが、パーリ上座部以外は第三結集を伝えた様子はない。また有部系は部派分裂の様子を伝える文献を伝持している。これらの部派が結集を第一回、第二回と順番として考えていたか否かということも疑問であるが、今後は各部派がいかにして結集に関して独自性を形成し伝持していったかを考察することが課題である。これはブッダ般涅槃後という仏教史構築の根幹をなす部分の検討のみならず、律蔵毘尼部の成立の考察にも有効な情報をもたらしてくれると考えられる。

注

① ブッダの般涅槃の場面の註釈は次の通りである。

ayam tathāgatassa pacchimā vācā ti. Idam pana saṃgīti-kāraṇaṃ vacanaṃ, ito paraṃ yaṃ parinibbāna-parikammaṃ katvā Bhagavā parinibbuto. Taṃ dassetuṃ *atha kho Bhagavā paṭhamajjhānaṃ* ti ādi vuttaṃ.

8. Tattha parinibbuto bhante ti nirodhaṃ samāpannaṃ Bhagavato assāsa-passāsānaṃ abhāvaṃ disvā pucchi. Na āvuso ti: kathaṃ jānāti? Thero kira Satthārā saddhiṃ yeva taṃ taṃ samāpattiṃ samāpajjanto yāva n' evasaññā-nāsaññ' āyatanā vuṭṭhānaṃ tāva gantvā: Idāni Bhagavā nirodhaṃ samāpanno anto-nirodho ca kāla-kiriya nāma n' atthi ti jāni.

9. *Atha kho Bhagavā saññā-vedayita-nirodha-samāpattiyā vuṭṭhahitvā n' evasaññā-nāsaññ' āyatanam samāpajji*…*pe*… *tatiyajjhānā vuṭṭhahitvā catuttha-jjhānaṃ samāpajji* ti, ettha Bhagavā catu-vīsatiyā ṭhānesu paṭhama-jjhānaṃ samāpajji, terasasu ṭhānesu duttiya-jjhānaṃ, tathā tatiyaṃ, paṇṇarasasu ṭhānesu catuttha-jjhānaṃ samāpajji. Kathaṃ? Dasasu asu-bhesu dvattiṃs' ākāre aṭṭhasu kaṣiṇesu mettā-karuṇā-mudī-tāsu ānāpāne paricched' ākāse ti: imesu tāva catu-vīsatiyā ṭhānesu paṭhama-jjhānaṃ samāpajji, ṭhapetvā pana dvattiṃs' ākāraṇ ca dasa asubhāni ca sesesu terasasu duttiya-jjhānaṃ, tesu yeva ca tatiya-jjhānaṃ samāpajji, aṭṭhasu pana kaṣiṇesu upekkhā-brahma-vihāre ānāpāne paricched' ākāse, catusu ārūpesu ti: imesu paṇṇarasasu ṭhānesu catuttha-jjhānaṃ samāpajji. Ayam pi ca saṅkhepa-kathā va. Nibbāna-puraṃ pavisanto pana Bhagavā dhamma-ssāmī sabbā pi catu-vīsati-koṭi-sata-sahassa-saṅkhātā samāpattiyo pavisitvā videsa-gacchanto nāti-janaṃ ālingitvā viya sabbam samāpatti-sukhaṃ anuvibhavitvā pavitṭho. *Catuttha-jjhānā vuṭṭhahitvā samanantarā Bhagavā parinibbāyi* ti ettha jhāna-samanantaraṃ paccavekkhaṇa-samanan-taraṃ ti dve samanantarāni. Tattha catuttha-jjhānā vuṭṭhāya bhav' aṅgaṃ otiṇṇassa tatth' eva parinibbānaṃ jhāna-samanantaraṃ nāma, jhānā vuṭṭhahitvā puna jhān' aṅgāni paccavekkhitvā bhav' aṅgaṃ otiṇṇassa tatth' eva parinibbānaṃ paccavekkhaṇa-samanantaraṃ nāma. Imāni dve pi samanantarān' eva. Bhagavā pana jhānaṃ samāpajjitvā, jhānā vuṭṭhāya, jhān' aṅgāni paccavekkhitvā bhav' aṅga-cittena avyākatena dukkha-saccena parinibbāyi.

Ye hi keci Buddhā vā pacceka-buddhā vā ariya-sāvaka vā antamaso kuntha-kipillikaṃ upādāya sabbe bhav' aṅga-citten' eva avyākatena dukkha-saccena kālaṃ karonti ti. (*Sumaṅgalavilāsini* pp.594-595)

「これが如来の最後の言葉である」とは、しかしこれは結集をなしたもののたちの言葉であり、それより後、般涅槃の準備をして世尊は般涅槃され、それを示すために「そこで世尊は初禪に」などと言われているのである。

8.そこで(本文で)「尊者よ、般涅槃なされたのですか」とは、ニローダに到達した世尊の出息、入息のないことを見て(アーナンダは)問うたのである。「いいえ、友よ」とは、どうして彼(アヌルッダ)は知っていたのであろうか。長老は師とともにかの禪定に到達して非想非非想処から出定に行き、今世尊はニローダに達し、ニローダの内には死というものはないと彼は知っていたのである。

9.「そこで世尊は滅想受に到達して・・・」とは、ここで世尊は二十四の業処における第一の禪定に入られた。十三の業処における第二の禪定に入られ、同様に第三禪に入られ、十五の業処における第四禪に入られた。どのようにであらうか。十の不浄の、三十二の行相、八つの遍処、慈、

非、喜、入息、出息、限られた虚空で禅定に入られたのである。これらの二十四の業処において第一禅に入られた。三十二行相、不浄を除いて残りの十三において第二禅に入られた。八つの遍処の捨というブラフマという業処の限られた虚空で、四つの無色界で、これらの十五の業処において第四禅に入られたのである。これも要約の話である。涅槃の都市に入ると世尊、法の主はすべての二十四コーティ、百、千を数える定に入って、外国に行こうとする親族や人々を抱擁するように、一切の定の樂を受けて入られた。

「第四禅から出られた直後に世尊は般涅槃された」とは、ここで禅定の直後にと観察の直後にと二つの直後がある。そこで第四禅から出られて、潜在意識に下りるためにそこでは般涅槃の直後といい、禅定から出られて再び禅定の諸々の要素を観察して潜在意識に下りるためにそこでは般涅槃の観察の直後という。これらは二つとも直後である。しかし、世尊は禅定に入られて、禅定から出られて、禅定の要素を観察して、潜在意識の心、苦の真実を説かないことで般涅槃された。ブッダ、独覚、聖なる弟子乃至小さな昆虫の誰であっても、すべては潜在意識の心の中の説かれない苦の真実を見て生涯を終えるのである。

- ② 平川彰 [1981] 「仏滅後の教団における阿難の位置」『佛教研究』10
- ③ 大衆が食事をする時に浄水をほどこす者。
- ④ 大智度初品總説如是我聞釋論 (大正25, pp.66a-70b)
- ⑤ 他に転法輪經を集めたとする結集記事はない。
- ⑥ 国訳一切經律部五、『十誦律』解題参照。
- ⑦ 片山一良 [1990] 「十事について」『パーリ学仏教文化』3, pp.15-40 金倉圓照 [1960] 「十事非法に対する諸部派解釈の異同一特に諸律における十事各項の理解の比較一」『中野教授古稀記念論文集』pp.1-30などが「十事の非法」に焦点を当てた研究で主だったものである。
- ⑧ このような研究方法に批判もある。片山一良 [1990] ではパーリ律と漢訳との比較研究の方法に一応の重要性を認めながらも、あくまで十事をパーリ文化の中で探ることの意味を主張する。
- ⑨ 唯一、『雑事』は二つの結集を一連で記している。しかし、この部分は後からの増補という見方が有力である。(金倉圓照 [1961] p.234)
- ⑩ サッバカーミーはアーナンダの弟子で、受戒して百二十年という設定であるので、百年前の五百結集を知っていたという設定になっているのか否はあきらかではない。しかし、*Samantapāsādikā* はサッバカーミー、サーラ、レーヴァタ、クッジャソーピタ、ヤサ、サーナサンブータはアーナンダの弟子であり、かつて如来を見たものとする。これに加えて、スマナ、ヴァーサバガーミーはアヌルッダの弟子であり、やはり如来を見たものとしている。何故にこのような解釈がなされたのかは不明であるが、恐らく、第三結集を意識してのことだと思われる。
- ⑪ 『四分律』以外に薬鍵度を根拠に挙げるのは、『十誦律』である。(大正23, p.458c)
- ⑫ ここで挙げられた根拠は、『五分律』『根本有部律』でも同様である。
- ⑬ 佐藤密雄 [1963] では、十事は、そもそも第十事の金銀受領のみが問題になったのであって、他の九事はこれに附随して主張されたものだとする。
- ⑭ 無論、上座部系、大衆部系等、律の系譜による傾向があることは否定できないが、パーリ律、『四分律』ともに上座部系である。
- ⑮ この点に関して、各律を見れば、むしろパーリ律の方が特異な解釈である。パーリ律の註釈書 *Samantapāsādikā* もこの点に関して特に註釈を付さない。パーリ律以外は皆『四分律』と同じ見方をしている。片山一良 [1990] pp.27-28は、それまで出された *dvāṅgulakappa* の解釈の中で、諸漢訳に比してパーリ律のみが誤っているという見解(平川彰 [1960] 『律蔵の研究』)に対して、伝統と文化を無視した本末顛倒の論と断じる。

- ⑯ これは『四分律』第二結集第三事「寺内」と同じ排斥根拠になっている。
- ⑰ 「非時食の波逸提」自体はパーリ律だけでなく、『四分律』『十誦律』『根本有部律』で第三十七、『五分律』で第三十八、『摩訶僧祇律』で第三十六に配置されている。